

<p>件 名</p>	<p>元陳情第8号 『交通運賃割引制度』を精神障がい者へも適用することを求める意見書を国会及び関係行政へ提出することを求める陳情</p>
<p>瑞穂町議会で「交通運賃割引制度」の精神障がい者へも適用を求める意見書を国会及び関係行政に提出下さるよう、陳情いたします。</p> <p>理由</p> <p>精神疾患の多くが若い人におこり、社会生活上の困難さは、外からは見えにくく、本人の生き辛さが理解され難いことから、なかなか就労につながることも難しいため、経済的には親に頼らなくてはならない状況です。また、同年代の人と比べるとその社会的体験は非常に少ない状況です。もし、他障害と同じく「交通運賃割引制度」が精神障がい者へも適用されるならば、親に遠慮すること無く、自分の体調を考えて、講演会、美術館、好きなコンサートに行けたり等余暇生活を自分らしく送る事が出来る様になり、友人との交流も深まり、様々な体験を積み重ねる事が出来ます。それは、当事者の自信に繋がり、ひいては自立に繋がります。</p> <p>JRをはじめとする「交通運賃割引制度」がいまだに精神障がい者には適用されておられません。</p> <p>よって瑞穂町議会からも国会および関係行政へ「上記の件に対する意見書を国会へ提出」していただけますようお願いする次第です。</p>	

※原文のまま掲載しています。